



JAPAN P&I NEWS

外航組員各位

オーストラリアー船員の上陸許可について

今般、オーストラリア海事安全局（AMSA）から、オーストラリアの港に寄港する船舶に対し、船員への上陸許可を提供する要件について注意喚起が発行されましたのでご案内します。

本通知では、船長および運航者に向けた実務的な指針として、ポートステートコントロール（PSC）検査を、上陸許可の遅延、制限、または拒否する理由として利用すべきではないと明記されています。また、AMSA が PSC 検査を実施するために訪船した際に船員が上陸していたとしても、そのこと自体によって船舶に対する不利益な措置が取られることはない旨が示されています。詳細につきましては、[AMSA Marine notice 2026/02](#) をご参照ください。

船員のウェルビーイング確保と安全運航

外航船という特殊な職場は、長期間にわたる閉鎖空間での生活や、家族・社会からの隔離により、船員に特有の心理的負荷をもたらします。こうした環境下での疲労やストレスの蓄積は、集中力の低下を招き、重大なヒューマンエラー（海難事故）の引き金となり得ます。

寄港地での上陸を通じて一時的に船内環境から離れ、リフレッシュを図ることは、船員の精神的な健康を維持し、安全運航を担保するうえで非常に有効な手段といえます。当組合におきましても、こうしたウェルビーイングの推進は、ロスプリベンション（事故防止）を支える重要な柱の一つであると考えております。

船員のメンタルヘルスケアについて、より理解を深めていただくための参考資料として、組員さま限定で [P&I ロスプリベンションガイド](#)（2026 年 9 月発行：外航船員のメンタルヘルスケア—人的資本確保とロスプリベンションの観点から）を発行しております。併せてご活用ください。

当組合は、今後も事故防止に向けて、専門的知見を元に最新情報を提供してまいります。

以上